

具体的には…

<世帯の範囲の見直し>

月額上限は、税制や医療保険で「被扶養者」とならない限り、**障害者とその配偶者の所得**で適用。

<障害年金以外にほとんど収入・資産のない方へ特別に配慮>

① 個別減免（入所施設、グループホーム利用者対象）

➡ **月収6.6万円以下の方は定率負担をゼロとし、食費等の実費負担のみに。**

② 社会福祉法人減免（地域で暮らす方（ホームヘルプ、通所利用者等）対象）

➡ **社会福祉法人が減免することにより、月額上限を半分に。**

③ これらの措置を講じても生活保護となる場合

➡ **生活保護にならない額まで減額。**

<食費等の実費負担の軽減措置>

食費、光熱水費についても、低所得者（市町村民税非課税世帯）は軽減。